

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する会長声明

第1 声明の趣旨

当会は、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」、以下「本法案」という）に強く反対し、本法案の廃案を求める。

第2 声明の理由

1 はじめに

平成27年4月28日、本法案が国会に提出された。本法案は、今年の衆議院解散によって廃案になったにもかかわらず、再提出されたものである。

本法案は、カジノ施設を含む特定複合観光施設が、観光及び地域経済の発展に寄与すると共に財政の改善に資するとして、かかる施設の推進を積極的に総合的かつ集中的に進めることを目的とするものであり、現在、刑法上の賭博罪に該当する行為として違法とされているカジノを合法化するとともに、カジノ施設を含む特定複合観光施設の設置を推進することを政府の責務とすることを内容とする。

しかし、現在違法とされている賭博であるカジノを合法化するような正当な理由はなく、本法案には、以下のとおり多くの問題点があり、本法案を容認することは到底できない。

2 問題点

(1) カジノによる経済効果への疑問

本法案を推進する立場からは、カジノによる経済効果が期待されるとの声がある。しかし、韓国、米国等ではカジノ設置自治体の人口が減少したり、多額の損失を被ったという調査結果も存在する。また、ギャンブルによる失業や財産喪失等にともなう社会保障費の増大、依存症治療等の負担増大など国民経済に対する経済的損失をもたらすことが容易に予想される。さらに、立地地域社会に対しても、カジノが存在することによる治安の悪化、その対策にかかる費用の増大、地域のイメージダウン等のマイナスの影響があることを忘れてはならない。

(2) 暴力団・マネーロンダリング対策上の問題点

暴力団がカジノへの関与に強い意欲を持つことは容易に想定される。暴

力団が事業主体として参入し得なくとも、事業主体に対する出資、従業員の送り込み、事業主体からの委託先・下請への参入、顧客に対するヤミ金融、闇カジノの運営、その他周辺領域での資金獲得活動に参入し勢力を拡大する危険性が懸念される。また、カジノがマネーロンダリングに利用される懸念もある。

(3) ギャンブル依存症の拡大・多重債務者の増加のおそれ

カジノを解禁した場合には、ギャンブル依存症患者数の増加、ギャンブルを原因とする多重債務問題の悪化など、国民経済、社会に深刻な悪影響を及ぼすことが大いに危惧される。

(4) 青少年の健全育成への悪影響

本法案で想定されるカジノはレクリエーション施設等と一体となった統合型リゾート方式とされているが、家族で出かける場所にカジノがあるというのは、青少年らが賭博に対する抵抗感を喪失したまま成長するということになりかねず、青少年の健全な育成に対する悪影響が懸念される。

3 結論

日本で初めて完全な民間賭博を認める本法案が成立すれば、刑事罰をもって賭博を禁止してきた立法趣旨が損なわれ、ギャンブル依存症の増加や青少年の健全育成の阻害等の様々な弊害をもたらすことが大いに懸念される。

よって、当会は、本法案に強く反対の意見を表明し、本法案の廃案を求める。

2015年（平成27年）8月4日

茨城県弁護士会
会長 木島 千華夫